

GIFU HOZEN

岐阜県産業環境保全協会報
2000／第41号
平成12年1月1日発行
題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目

次

あいさつ 年頭にあたって	岐阜県産業環境保全協会理事長 中本貞実 … 1
	役員一同 … 2

特 集 「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」の全面施行について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 3
「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」施行規則の 公布・施行について …	4
告示 小規模産業廃棄物処理施設に関する基準(条例第21条第4項) … 19	
告示 小規模廃棄物焼却施設に関する基準(条例第28条第2項) … 25	
環境白書【平成11年】の概要 岐阜県健康福祉環境部環境政策課 … 27	
ダイオキシン類対策特別措置法の施行 岐阜県健康福祉環境部環境管理課 … 28	
容器包装リサイクル法の概要 岐阜県健康福祉環境部環境政策課(リサイクル推進室) … 29	
容器包装リサイクル法の完全施行の概要 岐阜県健康福祉環境部環境政策課(リサイクル推進室) … 31	
容器包装リサイクル法に基づく岐阜県分別収集促進計画の 策定について 岐阜県健康福祉環境部環境政策課(リサイクル推進室) … 32	
岐阜市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱 岐阜市生活環境部環境総務課 … 34	

特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策	平田町長 横山善郎 … 46
	下呂町長 岡前基三郎 … 47

行政ニュース	エコショップ(環境にやさしい店)の認定 … 48
	岐阜県廃棄物リサイクル認定製品として10製品追加 … 49
	工作物の新築、改築または除去に伴って生じた根株、 伐採木及び末木枝条の取扱について … 50
協会だより	… 51~55
	第5回・6回理事会の開催、第3回広報編集委員会の開催、新役員の紹介、全国正会員会長・理事長会議の開催、全国正会員事務局長会議の開催、「'99廃棄物処理展・名古屋」の開催、第2回視察研修会、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例・同施行規則集について、協会作成図書の案内、啓発普及ポスターの作成・配布、新規加入会員の紹介、協会への入会のおすすめ
お知らせ	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 … 56
編集後記	… 57



年頭にあたって

理事長 中本貞実

明けましておめでとうございます。

平成12年の新春をお迎えし、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は消費の低迷や設備投資の減少など戦後かつて経験したことのない経済不況といわれるなかで、企業のリストラ、雇用問題などの生活不安を生ずるなど誠に厳しい実体がありました。

こうしたことから政府では公共投資の増加など諸対策が講ぜられ、幾分の明るさがみられるとは云われていますが、中小企業をはじめ景気回復の実感が得られないのです。本年こそは早期の景気回復によって産業経済の安定が大きく期待されるのです。激動する経済社会のなかで、環境問題に対する住民の価値観、生活、考え方にも大きな変革を迫られているのです。地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など、その対策は深刻な問題となっており、世界各国が協調し二酸化炭素の削減など解決しなければならない課題です。

昨年はダイオキシン類による環境汚染と、その健康に及ぼす影響に対する国民の不安は大きな社会問題となり、国では汚染防止やその除去を図るために「ダイオキシン類対策特別措置法」を昨年7月に公布され、本年1月には政令で大気汚染、水質汚濁、土壌汚染についての環境基準が定められます。

また、県では、昨年3月に美しく豊かで快

適な生活環境を保全するための「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」を制定施行され、11月には同条例にかかる施行規則を公布、12月15日から施行されました。

当協会では、こうした法令や条例制定の趣旨にそい、設立目的である産業廃棄物の適正処理、再生利用等の推進、生活環境の保全、産業の健全な発展を図り県民の福祉に寄与すべく、会員の皆様とともにより一層の努力をはかってまいります。

この条例や、規則の制定により、廃棄物に対する県民や事業者の責務などがより明確になりましたことは誠に力強いことあります。しかし乍ら、最終処分場の逼迫は、いまや予断を許さない状況にあります。廃棄物の減量化やリサイクル化が強化され循環型システムを進めることや容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の制定によりこれらの促進がはかられても最終処分場がさらに必要となることは当然のことです。一方、わが国の経済不況からの脱出のために内需拡大や消費刺激が国策として進められ、産業廃棄物最終処分場の処理容量の逼迫状態は厳しさを増し、その解決策が緊急の課題となっております。こうした実状に対する地域住民の理解が難しいままに推移しており、マスコミが連日のように報じている不法投棄の問題など誠に憂慮に堪えません。

今世紀末の新春にあたり、産業廃棄物問題

あ い さ つ

を全県民的課題として産、官一体となって対処し、県民の明るい幸せな暮らしができる21世紀を構築すべきと決意を新にするものであります。

会員の皆さんはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げご挨拶といたします。

頌 春

年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成十二年元旦

理事長	中本貞実	理事	棚瀬克己
副理事長	清水正靖	"	中村重信
"	後藤利夫	"	野々村清
理事	天池和義	"	野村清晴
"	石丸継治	"	原弘
"	市川治徳	"	三浦茂
"	白井清三	"	水谷重雄
"	粥川長司	"	森憲一
"	木村虎男	"	山村けい
"	清水道雄	監事	佐藤敏一
"	鈴村兼利	"	山口繁
"	高井信夫	事務局	
"	田中一郎	専務理事	林杉雄

「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」 の全面施行について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

平成11年3月16日に制定一部施行された「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」の全面施行にかかる同条例施行規則が、平成11年11月16日公布され、同年12月15日から施行され、同条例が全面施行となりました。

新たに施行された主な事項は次のとおりです。

○産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任が必要となりました。また、そのうち次の事業者は知事への届出が必要となりました。(第17条第3項、規則第7条)

業種	対象事業場
製造業	従業員数20人以上
建設業	県内に本社、支店等を有し、直近の事業年度における県内完成工事高が10億円以上
病院	すべての病院
クリーニング	従業員数10人以上

○床面積の合計が $100m^2$ を超える建築物の解体工事の施行者は、当該解体工事の施行に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法その他の

事項をあらかじめ知事に届出なければなりません。(第26条第1項、規則第14条)

また、床面積の合計が $1000m^2$ 以上の建築の解体工事を行う場合は、産業廃棄物アセスメントを行い、知事へ届出なければなりません。(第27条第1項・第2項、規則第15条)

○産業廃棄物処理法の許可の対象とならない小規模な廃棄物処理施設のうち、1時間当たりの焼却能力が30kg以上、又は火格子面積(火格子がない場合は火床面積)が $0.5m^2$ 以上の焼却施設を設置する場合には、あらかじめ知事に届出なければなりません。第28条第1項、規則第17条)

【届出先】

各保健所、岐阜市役所環境総務課

【お問い合わせ】

県庁廃棄物対策課

058-272-1111 (内線2713、2714)

【ホームページ】

<http://www.pref.gifu.jp/s11225/hourei/waste-j/index.htm>

特 集

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の公布・施行について

岐阜県では、平成11年11月16日岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（岐阜県規則第126号）を公布され、同年12月15日から施行されました。また、同日付け岐阜県告示第703号（条例第21条第4項の規定による小規模産業廃棄物処理施設に関する基準。）岐阜県告示第704号（条例第28条第2項の規定による小規模産業廃棄物焼却施設に関する基準。）を告示されましたので、条例施行規則の全文及び告示の全文についてお知らせします。なお、条例の全文につきましては、ぎふ保全協会報第39号（平成11年3月31日付発行）に掲載致しておりますので申し添えます。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則

（平成11年11月16日岐阜県規則第126号）

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（産業廃棄物処理計画書の作成等）

第三条 条例第十七条第一項に規定する産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者は、事業場ごとに、これを作成し、及び選任しなければならない。ただし、臨時に事業場を設ける場合その他事業場ごとに作成し、及び選任することが適当でない場合は、当該事業場を管理する支店、営業所等ごとに作成し、及び選任することができる。

2 産業廃棄物処理計画書は五年ごとに作成するものとし、産業廃棄物に関する事項で次に掲げるものを規定するものとする。

- 一 管理体制に関する事項
- 二 発生量及び処理量の見込み
- 三 減量に関する事項
- 四 処理方法に関する事項
- 五 処理施設の整備に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、減量及び処理に関し必要な事項

（産業廃棄物管理責任者の職務）

第四条 条例第十七条第一項の規定により規則で定める産業廃棄物管理責任者の職務は次に掲げるとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理計画書の調製に関する事。
- 二 当該事業場から排出される産業廃棄物の状況を常に把握すること。
- 三 産業廃棄物処理計画書に従い、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量及び適正な処理を推進すること。

特集

(産業廃棄物処理計画書の作成等を要しない事業者)

第五条 条例第十七条第一項ただし書の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書の作成及び産業廃棄物管理責任者の選任をする必要がないと認められる産業廃棄物排出事業者は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q一四〇〇一その他の国際標準化機構一四〇〇一に定める環境マネジメントシステムを構築し、及び実施しているものとして審査登録機関に登録されている事業場につき当該事業場を有する事業者とする。

(産業廃棄物処理計画書を作成する団体)

第六条 条例第十七条第二項の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書を作成することができる団体は、次に掲げるとおりとする。

- 一 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体
- 二 前号に掲げるもののほか、所属する事業者のために事業を行う団体であって知事が適當と認めるもの

(産業廃棄物処理計画書等の提出を要する事業者)

第七条 条例第十七条第三項の規定により規則で定める産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理責任者の選任届出書を提出しなければならない産業廃棄物排出事業者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 製造業を営む事業者であって従業員の数が二十人以上の事業場を県内に有するもの
- 二 建設業を営む事業者であって、県内に本社、支店等を有し、直近の事業年度における県内の完成工事高が十億円以上であるもの
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院の開設者
- 四 クリーニング業法（昭和二十五年法律二百七号）第二条第四項に規定するクリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除き、従業員数が十人以上のものに限る。）を営む者
- 五 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物を多量に排出する事業場を県内に有する事業者その他の事業者であって、県内産業廃棄物の減量及び適正処理の推進のために知事が必要と認めるもの

(産業廃棄物処理計画書等の提出等)

第八条 条例第十七条第三項に規定する産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を作成した日から九十日以内に、同項の規定による変更に係る産業廃棄物処理計画書の提出は、当該産業廃棄物処理計画書を変更した日から三十日以内に、別記様式第一号により行わなければならない。

- 2 条例第十七条第三項の規定により産業廃棄物処理計画書を提出した者は、当該産業廃棄物処理計画書に基づいて講じた措置の内容を、各年度ごとに、翌年度の六月三十日までに、別記様式第二号により知事に報告しなければならない。
- 3 条例第十七条第三項に規定する産業廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から三十日以内に、別記様式第三号により行わなければならない。

(県内産業廃棄物の処理を委託する場合における確認の方法)

第九条 条例第十八条第一項の規定により規則で定めることとされている県内産業廃棄物の処理を委託する処理業者が当該県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認は次に

特 集

掲げる方法により行う。

- 一 産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、その結果を記録すること。
- 二 産業廃棄物処分業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の処理施設を実地に調査し、その結果を記録すること。

(公表の方法)

第十条 条例第十九条第二項の規定による公表は、岐阜県公報への登載その他知事が適當と認める方法によりこれを行う。

(県外産業廃棄物の県内搬入の届出)

第十二条 条例第二十条第一項に規定する県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 搬入しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 排出事業場の名称、業種及び所在地
 - 三 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び数量
 - 四 搬入予定期間
 - 五 現在の処理方法及び県内に搬入しようとする理由
 - 六 収集運搬業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 七 収集運搬業者の許可番号及び許可の年月日
 - 八 搬入しようとする処理施設の所在地
 - 九 処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 十 処分業者の許可番号及び許可の年月日
- 2 条例第二十条第一項の規定による届出の様式は、別記様式第四号のとおりとする。
 - 3 前項の届出は、県外産業廃棄物を県内に搬入する日の十五日前までに行うものとする。

(小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出)

第十二条 条例第二十一条第一項及び第二項に規定する小規模産業廃棄物処理施設の種類、処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 設置又は使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 設置の場所
 - 三 種類
 - 四 処理する産業廃棄物の種類
 - 五 着工予定期日及び使用開始予定期日
 - 六 処理方式及び処理能力
 - 七 位置、構造設備その他の施設に関する計画
 - 八 維持管理に関する計画
 - 九 中間処理後に生ずる産業廃棄物の処分方法
 - 十 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法
 - 十一 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 2 条例第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の様式は、別記様式第五号のとおりとする。
 - 3 条例第二十一条第三項の規定による届出は、次に掲げるところにより、これをしなければならない。

特 集

- 一 次に掲げるいずれかに該当する場合 別記様式第六号の提出
- イ 第一項第六号に掲げる事項を変更する場合（処理能力を変更する場合にあっては、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上変更するものに限る。）
- ロ 第一項第六号に掲げる事項のうち処理方式を変更する場合
- ハ 第一項第七号に掲げる事項のうち位置を変更する場合
- 二 第一項第七号に掲げる事項のうち設備を変更する場合であって、次の表の上欄に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる設備を変更する場合

小規模産業廃棄物処理施設の区分	設備
一 汚泥の脱水施設	脱水機
二 汚泥の乾燥施設	乾燥設備
三 焼却施設	燃焼室
四 廃油の油水分離施設	油水分離施設
五 廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽
六 産業廃棄物の破碎施設	破碎機
七 産業廃棄物の切断施設	切断施設
八 産業廃棄物の再生施設	再生に係る主たる機械設備
九 産業廃棄物の生物処理施設	有機肥料化施設 微生物処理設備
十 産業廃棄物の機械選別施設	機械選別施設
十一 一の項から十の項までに掲げる小規模産業廃棄物処理施設以外の小規模産業廃棄物処理施設	中間処理に係る主たる設備

ホ 第一項第七号に掲げる事項のうち構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるものを除く。において同じ。）

- ヘ 第一項第八号に掲げる事項を変更する場合
- ト 第一項第十号に掲げる事項を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更するものに限る。）

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 別記様式第七号の提出

（建築物解体工事の届出）

第十三条 条例第二十六条第一項に規定する解体工事の施工に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

特 集

- 二 解体する建築物の所在地、用途、構造種別及び床面積の合計
- 三 解体工事予定期間
- 四 発注者の氏名及び住所
- 五 産業廃棄物の処理方法

2 条例第二十六条第一項の規定による届出の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

(届出を要しない建築物の床面積の上限)

第十四条 条例第二十六条第一項ただし書の規則で定める床面積は、百平方メートルとする。

(産業廃棄物アセスメントを実施しなければならない大規模建設工事等)

第十五条 条例第二十七条第一項の建設工事等の施工に伴い産業廃棄物が多量に生ずると見込まれるものとして規則で定めるものは、床面積千平方メートル以上の建築物解体工事とする。

(産業廃棄物アセスメントの実施等)

第十六条 条例第二十七条第一項の規定による産業廃棄物アセスメントは、別記様式第九号に必要な事項を記載して行わなければならない。

2 条例第二十七条第二項の規定による産業アセスメントの結果の届出は、別記様式第十号によらなければならない。

3 条例第二十七条第四項の規定による大規模建設工事等の施工に伴って生じた産業廃棄物の発生量、排出量、最終処分量等の届出の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

(届出を要しない小規模廃棄物焼却施設)

第十七条 条例第二十八条第一項の規定による届出を要しない規則で定める施設は、一時間当たりの焼却能力が三十キログラム未満であり、かつ、火格子面積（火格子がない施設にあっては火床面積）が〇・五平方メートル未満の焼却施設とする。

(小規模廃棄物焼却施設の設置の届出)

第十八条 条例第二十八条第一項に規定する小規模廃棄物焼却施設の処理能力その他の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 設置しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称及び業種
- 三 設置しようとする場所
- 四 設置予定年月日及び使用開始予定年月日
- 五 種類
- 六 焼却する廃棄物の種類
- 七 焼却時間
- 八 管理者の氏名及び職名
- 九 製造者又は販売者に関する事項

2 条例第二十八条第一項の規定による届出の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

3 前項の届出は、届出に係る小規模廃棄物焼却施設を設置する日の三十日前までにするものとする。

(身分証明書)

第十九条 条例第二十九条第二項の証明書の様式は、別記様式第十三号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成十一年十二月十五日から施行する。

別記 様式第1号(第8条関係) 産業廃棄物処理計画書作成(変更)届出書 (期間: 年度 ~ 年度)		年 月 日	年 月 日																								
株式会社 本社 住所 氏名 (他人にあっては名称及び代表者名)		届出者 住所 氏名 印	届出者 住所 氏名 印																								
<p>岐阜県環境省の適正化規等に関する条例第17条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記</p> <p>1. 事業場の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>事業者名</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>事業種名</td> <td>商号</td> </tr> <tr> <td>主要生産品</td> <td>主要商品</td> </tr> <tr> <td>従業員(人)</td> <td>従業員(人)</td> </tr> <tr> <td>販売額(百万円)</td> <td>売上高(百万円)</td> </tr> <tr> <td>全販賣員(人)</td> <td>販賣員(人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">製造品出荷額(百万円)</td> </tr> </table> <p>2. 事業者の規模</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度の実績</td> <td>年 月 日届出額</td> </tr> </table> <p>3. 産業廃棄物管理責任者等の選任状況</p> <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物 管理責任者 氏名 職名</td> <td>相当者職名・氏名 TEL. FAX TEL. FAX</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物 処理責任者 氏名 職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別管理制度 実物管理責任者 氏名 職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(用紙: 日本工業規格A-4縦型)</td> </tr> </table> <p>備考 前年度の実績については、如事が別に定める様式によること。</p>				事業者名	所在地	事業種名	商号	主要生産品	主要商品	従業員(人)	従業員(人)	販売額(百万円)	売上高(百万円)	全販賣員(人)	販賣員(人)	製造品出荷額(百万円)		前年度の実績	年 月 日届出額	産業廃棄物 管理責任者 氏名 職名	相当者職名・氏名 TEL. FAX TEL. FAX	産業廃棄物 処理責任者 氏名 職名		特別管理制度 実物管理責任者 氏名 職名		(用紙: 日本工業規格A-4縦型)	
事業者名	所在地																										
事業種名	商号																										
主要生産品	主要商品																										
従業員(人)	従業員(人)																										
販売額(百万円)	売上高(百万円)																										
全販賣員(人)	販賣員(人)																										
製造品出荷額(百万円)																											
前年度の実績	年 月 日届出額																										
産業廃棄物 管理責任者 氏名 職名	相当者職名・氏名 TEL. FAX TEL. FAX																										
産業廃棄物 処理責任者 氏名 職名																											
特別管理制度 実物管理責任者 氏名 職名																											
(用紙: 日本工業規格A-4縦型)																											

様式第2号(第8条関係) 産業廃棄物処理計画書変更報告書 (年度)		年 月 日																									
岐阜県環境省 本部 住所 氏名 (他人にあっては名称及び代表者名)		届出者 住所 氏名 印																									
<p>岐阜県環境省の適正化規等に関する条例第8条第2項の規定により、前項に依る変更報告書を、下記のとおり報告します。 記</p> <p>1. 事業場の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>事業者名</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>事業種名</td> <td>商号</td> </tr> <tr> <td>主要生産品</td> <td>主要商品</td> </tr> <tr> <td>従業員(人)</td> <td>従業員(人)</td> </tr> <tr> <td>販売額(百万円)</td> <td>売上高(百万円)</td> </tr> <tr> <td>全販賣員(人)</td> <td>販賣員(人)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">製造品出荷額(百万円)</td> </tr> </table> <p>2. 事業者の規模</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度の実績</td> <td>年 月 日届出額</td> </tr> </table> <p>3. 産業廃棄物管理責任者等の選任状況</p> <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物 管理責任者 氏名 職名</td> <td>相当者職名・氏名 TEL. FAX TEL. FAX</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物 処理責任者 氏名 職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別管理制度 実物管理責任者 氏名 職名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(用紙: 日本工業規格A-4縦型)</td> </tr> </table> <p>備考 前年度の実績については、如事が別に定める様式によること。</p>				事業者名	所在地	事業種名	商号	主要生産品	主要商品	従業員(人)	従業員(人)	販売額(百万円)	売上高(百万円)	全販賣員(人)	販賣員(人)	製造品出荷額(百万円)		前年度の実績	年 月 日届出額	産業廃棄物 管理責任者 氏名 職名	相当者職名・氏名 TEL. FAX TEL. FAX	産業廃棄物 処理責任者 氏名 職名		特別管理制度 実物管理責任者 氏名 職名		(用紙: 日本工業規格A-4縦型)	
事業者名	所在地																										
事業種名	商号																										
主要生産品	主要商品																										
従業員(人)	従業員(人)																										
販売額(百万円)	売上高(百万円)																										
全販賣員(人)	販賣員(人)																										
製造品出荷額(百万円)																											
前年度の実績	年 月 日届出額																										
産業廃棄物 管理責任者 氏名 職名	相当者職名・氏名 TEL. FAX TEL. FAX																										
産業廃棄物 処理責任者 氏名 職名																											
特別管理制度 実物管理責任者 氏名 職名																											
(用紙: 日本工業規格A-4縦型)																											

特 集

様式第3号（新8条開設）
滋賀県農業物資運送責任者届出書

枚單員知事 標

年 月 日

届出者

住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者名）

岐阜県農業物の適正化規則等に関する条例第17条第1項の規定により農業物資管理責任者を兼任したので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

本業者の所在地
本業者の名稱
新 任 者 氏 名
着 任 年 月 日
前 職 名
前 任 者 氏 名
新しく兼任した理由

派 組當者職名・氏名
TEL, FAX TEL FAX

（用紙 日本工業規格A4縦型）

特集

第4号様式（第11条開示）		県外産業機械輸入届出書	
提出者 様		年 月 日	
届出者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)		届出者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)	
輸入しようとする場 所の所在地		輸入しようとする場 所の所在地	
取 扱 業 場 所 在 地		取 扱 業 場 所 在 地	
輸入しようとする 産業機械		輸入しようとする 産業機械	
輸入予定期間		輸入予定期間	
現在の処理方法		現在の処理方法	
岐阜県内に搬入しようとする理由		岐阜県内に搬入しようとする理由	
収 集 運 送 業 者 姓 氏 名		収 集 運 送 業 者 姓 氏 名	
許可の年月日 及び許可番号		許可の年月日 及び許可番号	

(用紙 日本工業規格A4範囲)

(用紙 日本工業規格A4範囲)

添付書類

1. 次に掲げる試験（提出前6ヶ月以内に行われたものであること）の結果等の写し。
イ 調査、試験、試作、試アルカリ、ばいじん、燃え物又は丙類の防火処理を委託しようとす
る場合 特別管理産業機械に該当するか否かを判定できる試験
ロ 燃油、ばいじん、燃え物又は丙類の最終処分を委託しようとする場合 特別管理産
業機械に該当するか否かを判定できる試験並びに丙類にあっては含水率の試験及び
燃え物にあっては燃しやすく燃量の試験。
2. 提出事業者の業務概要及び産業機械が挙げられる製造工程を明らかにする製造工場
圖
3. 輸入手定係外産業機械の写真。
4. その他届出が必要と認める書類及び書面

様式第5号(第1.2条開紙)

小規模産業廃棄物処理施設設置届出書

被申請者 様

年 月 日

届出者

住所
氏名
(生人)にあっては各種及び代表者の氏名)
小規産業廃棄物の適正処理等に関する条例第21条第1項(又は第2項)の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

その他小規模産業廃棄物処理施設の構造等に因する事項		
*小規模産業廃棄物処理施設の構造管理に関する計画に係る事項		
排ガスの性状、放流水の水質等について 周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数量 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 その他小規産業廃棄物処理施設の運営に関する事項		
中間処理後に生ずる産業廃棄物(内託、焼却灰等)の処分方法		
特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分 処分方法	自家処分 委託処分
特別管理産業廃棄物	区分 処分方法	自家処分 委託処分
産業廃棄物の輸入及び輸出の時間及び方法に因する事項		
施行書類 及び図面 1 当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 2 施工工事説明 3 当該小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取り図		
備考		
1 *日の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、 次の図面等を含むこと。 (1) 小規産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明 らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のと り」と記載し、所紙を添付すること。		
*小規産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項		
小規産業廃棄物処理施設の位置		
小規産業廃棄物処理施設の処理方式		
小規産業廃棄物処理施設の構造及び設備		
處理に伴い生ずる排ガス及び排水の量		
处理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)		
設計計算上達成することができる排出ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への影響に関する數値		

(用紙 日本工業規格A4縦型)

特集

様式第6号（第12条関係）		小規模産業廃棄物処理施設変更届出書	
新規開始予定期年月日		年　月　日	
添付書類 及び図面		1　変更後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 2　小規模産業廃棄物処理施設の構造骨組に関する計画に変更がある場合は 3　処理工程に変更がある場合は、変更後の処理工程図	
備考		1　*印の欄について、できる限り図面、表等を利用してすることとし、かつ、次の図面等をさむこと。 (1) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 沸ガス及び排水の処理方法が変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 沸ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数据 (4) 沸ガスの性状に変更がある場合は、火気防除防止法第1章第2項に規定するばい煙装置しくはばい煙装置又はダオキシン類の濃度に係る変更後の数据 2　各種にその記載事項の全てを記載できることとし、別紙に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。	
届出者		印	
住所		(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
姓名		(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
小規模産業廃棄物の適正処理等に関する条例第21条第3項及び枝卓真理廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第12条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。		記	
届出の年月日			
変更の内容			
小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所			
小規模産業廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日			
変更の内容			
小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類			
小規模産業廃棄物処理施設の処理能力			
変更前　　変更後			
m ³ /日　　m ³ /日			
(　　)時間　　(　　)時間			
t ³ /日　　t ³ /日			
(　　)時間　　(　　)時間			
m ³ /時間　　m ³ /時間			
t ³ /時間　　t ³ /時間			
*小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の改築に関する計画			
*小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定期年月日			

特

種

様式第7号（第12条関係）		小規模産業廃棄物処理施設の經營な変更届出書		年 月 日	年 月 日																								
届出者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	届出者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	印	印	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)																									
岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例第21条第3項及び岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則第12条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。 記																													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">小規模産業廃棄物処理施設の設置場所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小規模産業廃棄物処理施設の運営</td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 変更の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更の理由</td> </tr> <tr> <td>添付書類 及び記録</td> <td>1 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の変更に関する計画の変更 がおった場合は、変更後の位置に関する計画を記載した書類及び変更後 の当該施設の構造を明らかにする設計計算書 2 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の変更があつた場合は、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <small>備考</small> 1 *印の欄の記載については、できる限り図面、表等を活用すること 2 各欄にその記載事項の全てを記載することはできぬときは、同欄に「別紙のと り」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとするこ と。 </td> </tr> <tr> <td>連絡先 TEL、FAX</td> <td>連絡先 TEL、FAX</td> <td>連絡先 TEL、FAX</td> <td>連絡先 TEL、FAX</td> <td colspan="2">(用紙 日本工業規格A4縦型)</td> </tr> </table>						小規模産業廃棄物処理施設の設置場所		小規模産業廃棄物処理施設の運営		届出の年月日		* 変更の内容		変更の理由		添付書類 及び記録	1 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の変更に関する計画の変更 がおった場合は、変更後の位置に関する計画を記載した書類及び変更後 の当該施設の構造を明らかにする設計計算書 2 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の変更があつた場合は、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類	<small>備考</small> 1 *印の欄の記載については、できる限り図面、表等を活用すること 2 各欄にその記載事項の全てを記載することはできぬときは、同欄に「別紙のと り」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとするこ と。						連絡先 TEL、FAX	連絡先 TEL、FAX	連絡先 TEL、FAX	連絡先 TEL、FAX	(用紙 日本工業規格A4縦型)	
小規模産業廃棄物処理施設の設置場所																													
小規模産業廃棄物処理施設の運営																													
届出の年月日																													
* 変更の内容																													
変更の理由																													
添付書類 及び記録	1 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の変更に関する計画の変更 がおった場合は、変更後の位置に関する計画を記載した書類及び変更後 の当該施設の構造を明らかにする設計計算書 2 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の変更があつた場合は、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類																												
<small>備考</small> 1 *印の欄の記載については、できる限り図面、表等を活用すること 2 各欄にその記載事項の全てを記載することはできぬときは、同欄に「別紙のと り」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとするこ と。																													
連絡先 TEL、FAX	連絡先 TEL、FAX	連絡先 TEL、FAX	連絡先 TEL、FAX	(用紙 日本工業規格A4縦型)																									

特集

様式第9号(第15条関係) 建築廃棄物アセスメント

3 最終処分量及び最終地分離の予測結果

1 工事の概要

工事名	建設廃棄物の種類			最終処分量 (t)
場所	汚 汚	瓦	鉄	
期間	年月日 ~ 年月日			
発注者名				
請負区分	1 建地 2 同業企業体 ()			
工事種別				
概要				

2 発生量の予測結果

建設廃棄物の種類	事前予測量 (t)		
(現勘脱水後の量)	汚 汚	瓦	鉄
建設廃材	コンクリート塊 アスファルト塊		
木	木くず		
金属	金属くず		
ガラス	ガラスくず及び陶磁器くず		
既プラスチック類			
紙	紙くず		
繊維	繊維くず		
合計			

詳細は別紙「建築廃棄物処理計画」のとおり

4 発生抑制対策等

建設廃棄物の種類	事前予測量 (t)		
(現勘脱水後の量)	汚 汚	瓦	鉄
建設廃材	コンクリート塊 アスファルト塊		
木	木くず		
金属	金属くず		
ガラス	ガラスくず及び陶磁器くず		
既プラスチック類			
紙	紙くず		
繊維	繊維くず		
合計			

(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

様式第10号(第16条関係)

アセスマント評価届出書

様式第11号(第16条関係)

年月日

検査依頼事様

届出者

住所

氏名

印

年月日

年月日

年月日

岐阜県知事様

届出者

住所

氏名

印

年月日

年月日

年月日

(法人にあっては名称及び代表者名)

(法人にあっては名称及び代表者名)

税単気度測定の適正処理等に関する条例第27条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業場の概要

主たる営業所	名 称
主たる営業所	所在地

2 工事の概要

工事名	工事名
場 所	場 所
期 初	期 末
発注者名	発注期間
請負区分	請負区分
1 単純	2 共同企画体()
工事種別	工事種別
概 要	概 要

3 評価結果

議 論 者 先 TE L、 FAX	担当者職名・氏名 TEL FAX	連 絡 先 TEL、 FAX	担当者職名・氏名 TEL FAX

(用紙 日本工業規格A4縦型)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

備考 評価結果については、加事が別に定める様式によること。

備考 実績については、知事が別に定める様式によること。

特
集

連絡先	担当者職名・氏名 TEL、FAX	TEL	FAX
-----	---------------------	-----	-----

(用紙 日本工業規格 A4 紙型)

- 送付書類
- 小規模廃棄物焼却施設の付近の見取図
 - 小規模廃棄物焼却施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び雨水の処理方法については、処理系配図
 - 基準適合チェックリスト

改正廃棄物の適正処理等に関する条例第28条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業場の名称及び業種	
小規模廃棄物焼却施設の設置の場所	
設置予定期日	年 月 日
使用開始予定期日	年 月 日
小規模廃棄物焼却施設の概要	処理能力 (kg/時間) (m ³ /時間) 火格子面積 (m ²) 炉の形式 ①火格子燃却炉 ②床式燃却炉 ③ロータリーキャンセル ④ガス化炉 ⑤流動炉 ⑥その他()
小規模廃棄物焼却施設において焼却する原素物の種類	
小規模廃棄物焼却施設の管理者	時間/日 却時間
小規模廃棄物焼却施設の管理者の氏名及び職名	
焼却施設の製造者又は販売者	生産者 販売者 担当者 電話番号

第 1 号		
岐阜県農業物の適正地図等に関する条例第29条第2項の規定による証明書		
姓 名	年 月 日 生	印
平 月 日 支付	岐阜県知事	

(裏面)

岐阜県農業物の適正地図等に関する条例第29条

(報告及び検査)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地所有者等、農業機械等供出事業者、使用者、産業施設所有者等、施設工事等の発注者、施設解体工事施工者、大規模施設工事等施工者及び小規模施設物販売施設の設置者に対し報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

特集

岐阜県告示第七百三号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）第二十一条第四項の規定により、小規模産業廃棄物処理施設に関する基準を次のように定め、平成十一年十二月十五日から適用する。

平成十一年十一月十六日

岐阜県知事 梶原 拓

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。）第二十一条第四項に規定する知事が定める基準は、次のとおりとする。

第一 小規模産業廃棄物処理施設の構造に関する基準

施設の種類	技術上の基準
すべての小規模産業廃棄物処理施設	<ol style="list-style-type: none">自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。条例第二十一条第一項の規定により届出のあった処理能力を有すること。産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下本表において「政令」という。）第七条第一号に該当しない汚泥の脱水施設	施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。
政令第七条第二号に該当しない汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）	施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられること。

特 集

施 設 の 種 類	技 術 上 の 基 準
政令第七条第二号に該当しない汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）	<p>1 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。</p> <p>2 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開きよその他の設備が設けられていること。</p>
政令第七条第三号に該当しない汚泥（P C B処理物であるものを除く。）の焼却施設 政令第七条第五号に該当しない廃油（廃P C B等を除く。）の焼却施設 政令第七条第八号に該当しない廃プラスチック類（P C B汚染物及びP C B処理物であるものを除く。）の焼却施設 政令第七条第十三号の二に該当しない産業廃棄物の焼却施設	<p>1 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。</p> <p>イ 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。</p> <p>ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。</p> <p>ハ 外気と遮断され、産業廃棄物の性状に見合った耐火性及び耐熱性を有する材質で全面が覆われていること。</p> <p>ニ 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏八百度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p> <p>ホ 燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備（供給する空気の量を調整する機能を有するものに限る。）が設けられていること。</p> <p>2 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却装置が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（前号ただし書に規定する場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>5 ばいじんを除去する高度の機能を有するばい煙処理設備が設けられていること。</p> <p>6 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>7 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、</p>

特 集

施設の種類	技術上の基準
	<p>貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を政令第四条の二第二号ロの規定により厚生大臣が定める方法で併せて処理する場合は、この限りでない。</p> <p>8 ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造の灰出し設備が設けられていること。</p> <p>9 政令第七条第五号に該当しない廃油（廃P C B等を除く。）の焼却施設にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>
政令第七条第四号に該当しない廃油の油水分離施設	<p>1 事故時における受入設備に、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>2 施設が設置される床又は地盤面が、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>
政令第七条第六号に該当しない廃酸又は廃アルカリの中和施設	<p>1 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。</p>
政令第七条第七号に該当しない廃プラスチック類の破碎施設	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。

第二 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

施設の種類	技術上の基準
すべての小規模産業廃棄物処理施設	<p>1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p>

特 集

施設の種類	技術上の基準
	<p>2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようを行うこと。</p> <p>3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>6 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下本表において「政令」という。）第七条第一号に該当しない汚泥の脱水施設	<p>1 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。</p> <p>2 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>
政令第七条第二号に該当しない汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）	<p>1 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。</p> <p>2 施設の煙突から排出される排ガスにより生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。</p>
政令第七条第二号に該当しない汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）	<p>定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>

特 集

施 設 の 種 類	技 術 上 の 基 準
<p>政令第七条第三号に該当しない汚泥（P C B処理物であるものを除く。）の焼却施設</p> <p>政令第七条第五号に該当しない廃油（廃P C B等を除く。）の焼却施設</p> <p>政令第七条第八号に該当しない廃プラスチック類（P C B汚染物及びP C B処理物であるものを除く。）の焼却施設</p> <p>政令第七条第十三号の二に該当しない産業廃棄物の焼却施設</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。 2 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合は、この限りでない。 3 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を速やかに上昇させること。 4 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。 5 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 6 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 7 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（前号ただし書に規定する場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。 8 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 9 排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように産業廃棄物を焼却すること。 10 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 11 排ガス中のポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーバラージオキシン及びコブラナーポリ塩化ビフェニルの混合物（以下「ダイオキシン類」という。）の濃度が、一立方メートルにつき五ナノグラム以下となるように産業廃棄物を焼却すること。 12 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上測定し、知事に報告すること。 13 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 14 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を政令第四条の二第二号ロの規定により厚生大臣が

特

集

施設の種類	技術上の基準
	<p>定める方法で併せて処理する場合は、この限りでない。</p> <p>15 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p> <p>16 処理能力を超えた産業廃棄物を投入しないこと。</p> <p>17 政令第七条第五号に該当しない廃油(廃P C B等を除く。)の焼却施設については、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の施設を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>
政令第七条第四号に該当しない廃油の油水分離施設	<p>1 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えること。</p> <p>2 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の施設を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>
政令第七条第六号に該当しない廃酸又は廃アルカリの中和施設	<p>1 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。</p> <p>2 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。</p> <p>3 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>
政令第七条第七号に該当しない廃プラスチック類の破碎施設	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

特 集

岐阜県告示第七百四号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）第二十八条第二項の規定により、小規模廃棄物焼却施設に関する基準を次のように定め、平成十一年十二月十五日から適用する。

平成十一年十一月十六日

岐阜県知事 梶 原 拓

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）第二十八条第二項に規定する知事が定める基準は、次のとおりとする。

第一 小規模廃棄物焼却施設の構造に関する基準

- 1 次に掲げる要件のいずれにも該当する燃焼室が設けられていること。
 - イ 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却することができるものであること。
 - ロ 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。
 - ハ 外気と遮断され、廃棄物の性状に見合った耐火性及び耐熱性を有する材質で全面が覆われていること。
- 2 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏八百度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- ホ 燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備（供給する空気の量を調整する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- 3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- 4 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却装置が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合は、この限りでない。
- 5 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（前号ただし書に規定する場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- 6 ばいじんを除去する高度の機能を有するばい煙処理設備が設けられていること。
- 7 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- 8 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、小規模廃棄物焼却施設において生じたばいじん及び焼却灰を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第四条の二第二号ロの規定により厚生大臣が定める方法で併せて処理する場合は、この限りでない。
- 9 ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造の灰出し設備が設けられていること。

第二 小規模廃棄物焼却施設の維持管理に関する基準

- 1 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。
- 2 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合は、この限りでない。
- 3 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を速やかに上昇させること。
- 4 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- 5 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

- 6 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガス温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- 7 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（前号ただし書に規定する場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- 8 冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- 9 排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように廃棄物を焼却すること。
- 10 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- 11 排ガス中のポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコブランーポリ塩化ビフェニルの混合物（以下「ダイオキシン類」という。）の濃度が、一立方メートルにつき五ナノグラム以下となるように廃棄物を焼却すること。
- 12 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上測定し、知事に報告すること。
- 13 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- 14 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、小規模廃棄物焼却施設において生じたばいじん及び焼却灰を政令第四条の二第二号ロの規定により厚生大臣が定める方法で併せて処理する場合は、この限りでない。
- 15 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- 16 処理能力を超えた廃棄物を投入しないこと。

特集

環境白書【平成11年】の概要

岐阜県健康福祉環境部環境政策課

岐阜県環境基本条例第9条の規定により、本県における生活環境及び自然環境の状況（平成10年度）と環境保全に関する施策（平成10年度および平成11年度）をとりまとめ、「環境の状況及び環境の保全・創出に関する報告」として9月16日に県議会に報告したものを「環境白書」として発行するものです。

岐阜県環境基本条例

第9条 知事は、毎年、県議会に環境の状況及び県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
2 知事は、前項の報告を、毎年公表しなければならない。

○今年度の環境白書の構成は次のとおりです。

第1部 総説

（国及び本県の動向、環境の概況、環境保全対策の総合的推進について環境基本計画の施策体系をもとに記述）

第2部 環境の状況及び保全に関して実施した施策
（平成10年度の環境の状況及び保全対策、公害の苦情、公害の防止に関する調査研究等について記述）

第3部 自然環境の状況及び保全と活用に関して実施した施策
（平成10年度の自然環境の状況とその保全対策について記述）

第4部 平成11年度において実施しようとする環境保全に関する施策
（平成10年度の環境保全施策について環境基本計画の施策体系とともに記述）

資料 大気環境、水環境、騒音、振動等の測定データ、特定施設の数等

なお、本白書は、岐阜県公害防止協会（環境局環境管理課内）において販売しています。
(1冊1,500円)



ダイオキシン類対策特別措置法の施行

岐阜県健康福祉環境部環境管理課

ダイオキシン類による環境汚染の防止と人の健康保護を目的として「ダイオキシン類対策特別措置法」が、平成12年1月15日（予定）から施行されます。

○次に掲げる「特定施設」を設置している方は、法律の施行日から30日以内に、また新たに設置しようとする方は、設置の60日前までに県知事への届出が必要になります。

【特定施設の種類】

- ・廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5m^2 以上又は焼却能力が50kg／時以上）
- ・製鋼用電気炉
- ・鉄鋼業焼結施設
- ・亜鉛回収施設
- ・アルミニウム合金製造施設（溶解炉は容量1t以上、その他は原料処理能力1t／時以上）
- ・クラフトパルプ製造用塩素系漂白施設
- ・塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設
- ・特定施設排水を処理する下水道終末処理施設等
- ・特定施設を設置する事業場からの排出水の処理施設
- ・その他の施設

○特定施設の種類や規模に応じて、排出水や排出ガス等のダイオキシン類に関する基準が設定され、年1回以上の自主測定と県知事への報告が必要になります。

【問合せ先】

届出の方法など詳しいことは、保健所（岐阜市内の方は岐阜市環境保全課）へお問い合わせ下さい。

県庁環境管理課

Tel 058-272-1111 <内2693>

特 集

容器包装リサイクル法の概要

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

岐阜県健康福祉環境部環境政策課
(リサイクル推進室)

(1) 役割分担

容器包装リサイクル法は、消費者・自治体・容器包装を製造したり利用する事業者（ボトルメーカー、飲料水メーカーなど）に対して、それぞれの役割を果たすことを求めていきます。

まず消費者は、容器包装ごみを分別して排出しなければなりません。自治体はこれを分別収集しますが、さらに、収集した容器包装ごみを分別基準（圧縮・洗浄・梱包や、一定量をまとめるなど）に従って処理する義務を負います。

そして、この分別基準に従って処理されたものに対して、事業者が「再商品化」の義務を負います。

「再商品化」とは、事業者が自ら製品の原料を再利用したり、ほかの再生業者に製品の原料として譲歩したりすることです。

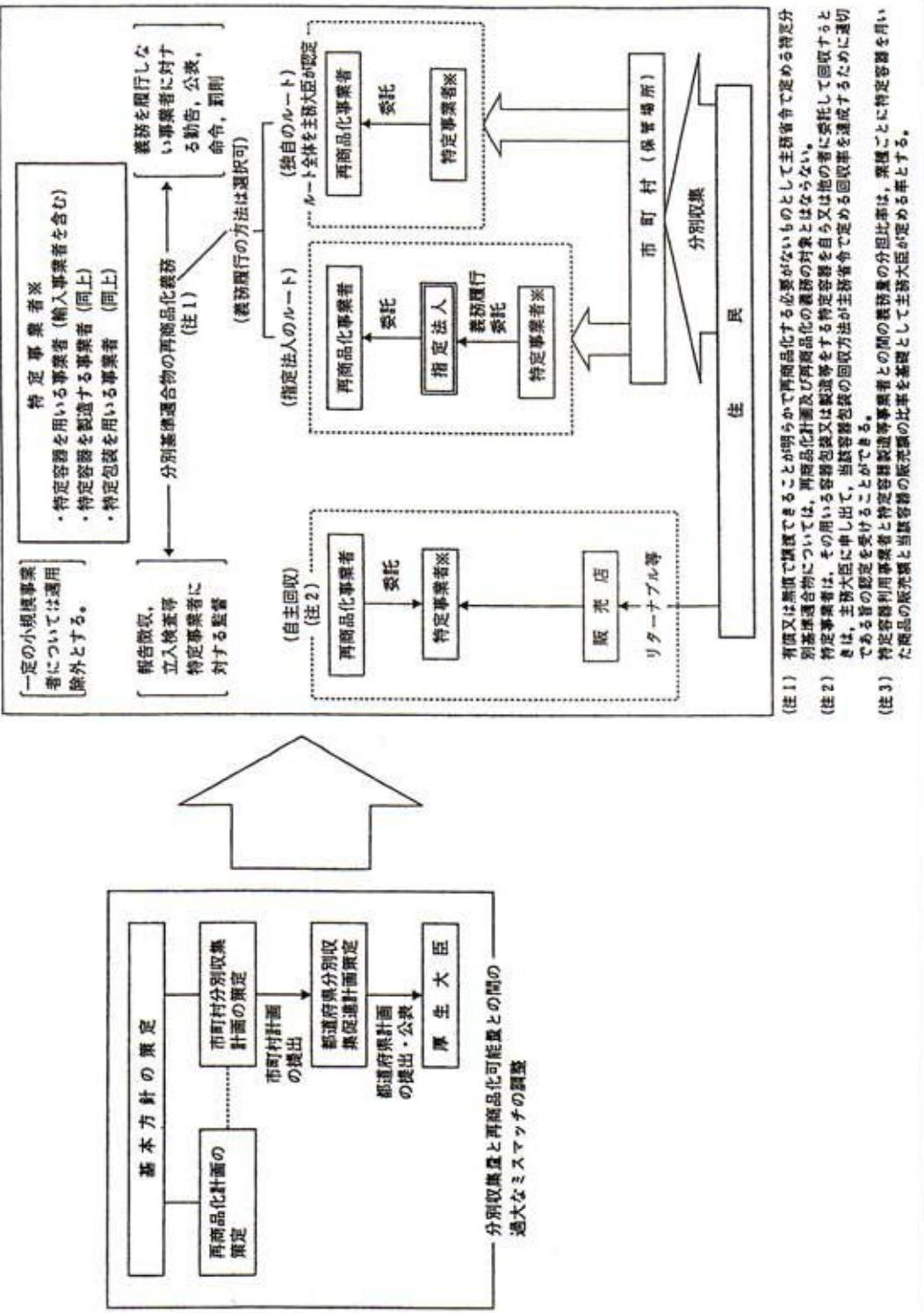
(2) 再商品化の方法

再商品化には、別紙図に示されるように3通りがありこの中から事業者が選択します。

実際には多くの事業者が「指定法人のルート」を選択すると思われます。

これは、事業者が再商品化義務を履行しやすくするための方法で、事業者自身が実際に再商品化する代わりに指定法人に再商品化を委託し、リサイクル費用を負担することによって再商品化義務を果たしたことにしています。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律のフレーム

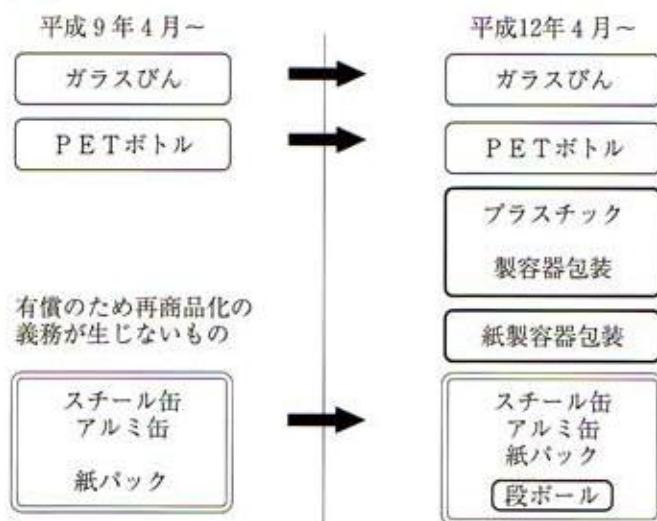


容器包装リサイクル法の完全施行の概要

岐阜県健康福祉環境部環境政策課
(リサイクル推進室)

1 対象容器包装の拡大

ペットボトル以外のプラスチック製容器包装及び紙製パック以外の紙製容器包装が新たに対象になります。



(参考) プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の家庭ごみに占める比率 (湿重量ベース)

		家庭ごみに占める比率	
		重量の比率	容積の比率
プラスチック 製容器包装	P E T ボトル	0.7%	1.6%
	P E T 以外のプラスチック製の容器包装	8.1%	33.0%
紙製容器包装	飲料用紙パック	0.5%	1.6%
	段ボール	1.8%	3.0%
	包装紙、紙箱等の紙製容器包装	3.8%	11.0%
	ガラスびん	5.0%	3.0%
	スチール缶・アルミ缶	2.7%	3.2%

*厚生省が平成9年度に全国6都市で実施した調査結果

2 対象事業者の拡大

再商品化義務が中小企業にも適用されます。また、対象容器包装の拡大に伴って義務対象事業者が増大します。

(大企業 550→ 大企業・中小企業 推定約20万)

容器包装リサイクル法に基づく岐阜県 分別収集促進計画の策定について

岐阜県健康福祉環境部環境政策課
(リサイクル推進室)

概 要

○岐阜県では、容器包装リサイクル法に基づく、平成12年度を始期とする5年間の岐阜県分別収集促進計画*を策定しました。

*岐阜県分別収集促進計画は、平成9年度を始期とする5年間の計画（第1期分別収集促進計画）を策定しているが、3年に1度の見直しにより、今回、平成12年度を始期とする第2期分別収集促進計画を策定した。

○この計画は、容器包装リサイクル法に基づき市町村が策定した「分別収集計画」をもとに、容器包装廃棄物の排出量・収集量の見込み及び分別収集の促進の方策等について取りまとめたものです。

○第2期分別収集計画は、全市町村で策定され、いずれかの容器包装廃棄物の分別収集が行われます。

○平成12年度より開始される紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集は、今後、5年間で順調に拡大する見込みです。

・紙製容器包装

平成12年度39市町村	→	平成16年度73市町村
5,581 t	→	7,827 t

・プラスチック製容器包装

平成12年度33市町村	→	平成16年度76市町村
4,209 t	→	11,584 t

○平成9年度からすでに分別収集・再商品化の対象となっていたガラスびん・ペットボトルについても、5年間のうちにすべての市町村で、分別収集されることになっています。

○計画の概要

(1) 容器包装リサイクル法による市町村分別収集計画策定状況

計画策定期主体数	99市町村 (14市55町30村)
計画策定期対象市町村数	99市町村 (14市55町30村)
県内全市町村数	99市町村 (14市55町30村)
計画策定期率 (%)	100%

特 集

(2) 容器包装リサイクル法による分別収集取り組み予定市町村数

	10年度 実績	11年度 計画	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
無色のガラス製容器	96	93	98	98	98	99	99
茶色のガラス製容器	96	93	98	98	98	99	99
その他のガラス製容器	96	93	97	97	98	99	99
その他の紙製容器包装	-	-	39	47	56	68	73
ペットボトル	70	71	98	99	99	99	99
その他のプラスチック製容器包装	-	-	33	41	60	71	76
白色トレイ	-	-	46	52	56	56	61
鋼製容器包装	96	96	99	99	99	99	99
アルミニウム製容器包装	95	98	99	99	99	99	99
段ボール製容器包装	-	-	87	88	88	91	91
飲料用紙製容器	35	75	93	94	95	95	95

(3) 県内の容器包装廃棄物排出見込み量

(単位: t)

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
排出見込み量	122,049	124,619	127,153	129,527	131,970

小数点以下は四捨五入

(4) 県内の容器包装リサイクル法による分別収集見込み量

(単位: t)

	10年度 実績	11年度 計画	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
無色のガラス製容器	8,735	11,110	8,777	8,945	9,117	9,308	9,490
茶色のガラス製容器	9,593	11,229	9,242	9,404	9,566	9,736	9,915
その他のガラス製容器	3,929	3,270	4,412	4,503	4,616	4,730	4,832
その他の紙製容器包装	-	-	5,581	6,395	6,958	7,327	7,827
ペットボトル	1,263	1,109	2,011	2,109	2,193	2,282	2,352
その他のプラスチック製容器包装	-	-	4,209	7,400	10,720	11,041	11,584
白色トレイ	-	-	305	448	492	533	605
鋼製容器包装	10,554	12,419	10,093	10,310	10,525	10,747	10,969
アルミニウム製容器包装	2,692	3,534	3,163	3,248	3,350	3,439	3,538
段ボール製容器包装	-	-	9,718	9,949	10,193	10,418	10,672
飲料用紙製容器	207	1,553	577	621	675	720	759

小数点以下は四捨五入

(5) 分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項

- ① 啓発普及活動の推進
- ② 分別回収システム懇談会の活用
- ③ リサイクルプラザ、リサイクルセンター等の整備促進
- ④ 容器包装廃棄物の実態調査
- ⑤ 岐阜県廃棄物減量化・再生利用推進協議会の活用
- ⑥ 再生品の利用拡大

岐阜市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱

岐阜市生活環境部環境総務課

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の適正処理を推進し、岐阜市の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）並びに岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年岐阜県条例第10号。以下「県条例」という。）及び岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成11年岐阜県規則第126号）に定めるもののほか、産業廃棄物の処理施設の設置及び産業廃棄物処理業許可申請の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物排出事業者 事業活動を営むことによって産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (2) 産業廃棄物処理業 法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業、同条第4項に規定する産業廃棄物処分業、法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業又は同条第4項に規定する特別管理産業廃棄物処分業に該当する業として他人の産業廃棄物を収集運搬又は処分することをいう。
- (3) 最終処分場 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（以下「法定処理施設」という。）のうち政令第7条第14号に規定するものをいう。
- (4) 中間処理施設 法定処理施設のうち最終処分場を除いたもの（以下「法定中間処理施設」という。）、県条例第21条に規定する小規模産業廃棄物処理施設（以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。）及び自己が排出した産業廃棄物を処分する目的で設置した法定処理施設以外の処理施設をいう。
- (5) 積替保管施設 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る積替え又は保管を行うための施設（以下「要綱施設」という。）及び自己が排出した産業廃棄物を積替え又は保管する目的で設置した施設をいう。
- (6) 産業廃棄物の処理施設 最終処分場、中間処理施設及び積替保管施設をいう。

(設置等に係る事前協議)

特集

第3条 法定処理施設、小規模産業廃棄物処理施設又は要綱施設を設置しようとする者（以下「施設設置予定者」という。）は、法第15条第1項の規定による設置許可申請、法第15条の2の4第1項の規定による変更許可申請、県条例第21条の規定による設置届若しくは変更届又は第6条の規定による設置届出を行うときは、あらかじめ市長に当該産業廃棄物の処理施設の設置等について協議を行うものとする。

- 2 前項の協議は、産業廃棄物処理施設設置等計画事前協議書（様式第1号）（以下「事前協議書」という。）を提出することにより行うものとする。
- 3 市長は、施設設置予定者から事前協議書が提出された場合は、産業廃棄物の処理施設の処理内容、立地、周辺環境、構造等を審査し、生活環境の保全上適当であると認めたときはその旨を当該施設設置予定者に通知するものとし、不適当であると認めたときは内容の変更又は設置の中止を指導するものとする。

（地域住民の同意等）

第4条 施設設置予定者（自己が排出する産業廃棄物を処分する目的で法定中間処理施設を設置しようとする者及び関連会社等から排出される産業廃棄物を処理する目的で産業廃棄物の処理施設を設置しようとする者で市長が認める者を除く。以下この条において同じ。）は、敷地境界から10メートル以内に所在する隣接地の所有者及び使用権原を有する者並びに次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者（以下「地域住民」という。）から施設の設置に関する同意を得ておくものとする。

- (1) 最終処分場のうち政令第7条第14号イに規定するものを設置しようとする施設設置予定者にあっては、当該施設設置により影響を受けると考えられる自治会（以下「関係自治会」という。）並びに計画地の敷地境界から500メートル以内に居住する世帯の世帯主及び事業場の代表者又は責任者
 - (2) 要綱施設を設置しようとする施設設置予定者（建築物の新築、改築及び解体工事現場から排出されるがれき類、木くず等が混合された産業廃棄物に係る要綱施設を設置しようとする者を除く。）にあっては、関係自治会並びに計画地の敷地境界から100メートル以内に居住する世帯の世帯主及び事業場の代表者又は責任者
 - (3) 前2号に規定する施設以外の施設設置予定者にあっては、関係自治会並びに排水を放流する場合は、放流地点から1,000メートル以内（当該範囲において放流水が100倍に希釈される場合は、当該希釈されるまでの範囲）の河川及び水路の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権者を含む。）及び漁業権者
- 2 施設設置予定者は、地域住民から当該施設における産業廃棄物の処理に係る環境保全に関する協定等の締結を求められたときは、原則として、これに応じなければならない。

（周辺環境に対する配慮）

第5条 法定処理施設以外の産業廃棄物の処理施設を設置しようとする者は、法第9条の4の規定に準じて、施設周辺地域の自然環境及び生活環境の保全に十分配慮しなければならない。（施設設置等許可及び届出等）

特 集

第6条 要綱施設を設置しようとする者は、あらかじめ、市長に対し産業廃棄物の処理施設設置届出書（様式第2号）（以下「設置届出書」という。）を提出し、適合である旨の通知を得なければならない。

- 2 施設設置予定者は、産業廃棄物の処理施設の設置許可申請書又は届出書に、第4条の規定による地域住民の同意書、他法令等による規制が解除されていることを明らかにする書類及び事前協議書に対する回答通知を添付して行うものとする。
- 3 市長は、前項の申請及び届出を適當なものと認めたときは、法定処理施設に対しては設置等許可証を、それ以外の施設に対しては適合通知書を交付するものとする。

（設置等工事着工の届出）

第7条 施設設置予定者は、産業廃棄物の処理施設の設置許可等の通知を受けたときは、設置等工事着工届出書（様式第3号）（以下「着工届出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 法定処理施設を設置しようとする者は、許可を受けた内容を逸脱してはならず、着工届出書が受け付けられた後でなければ、設置等の工事に着手してはならない。
- 3 法定処理施設以外の処理施設を設置しようとする施設設置予定者は、適合通知を受けた内容を遵守するものとし、着工届出書が受け付けられた後に設置等の工事に着手するものとする。

（使用前検査）

第8条 法定処理施設を設置しようとする者は、設置した施設が事前協議書、許可申請書等の内容に合致して設置されていることを市長が確認した後でなければ、その施設を使用してはならない。

- 2 法定処理施設以外の処理施設を設置しようとする施設設置予定者は、設置した施設が事前協議書、設置届出書等の内容に合致して設置されていることを市長が確認した後にその施設を使用するものとする。

（自己処理施設の処理業施設としての転用）

第9条 自己が排出する廃棄物を処理する目的で産業廃棄物の処理施設を設置している事業者が、当該施設により産業廃棄物処理業を行おうとするときは、あらかじめ当該施設が該当する第4条第1項各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する地域住民の同意を得ておくものとする。

- 2 前項に規定する事業者は、産業廃棄物処理業の許可申請を行う前に、事前協議書により市長と協議し、産業廃棄物の処理施設転用届出書（様式第4号）を提出するものとする。
- 3 前項の規定による事前協議及び転用届出については、第3条及び第6条の規定を準用し、施設の使用については、第8条の規定を準用する。

（自己以外の者が設置した産業廃棄物の処理施設の承継）

第10条 自己以外の者が設置した産業廃棄物の処理施設を承継して、産業廃棄物処理業を行おうとする事業者は、あらかじめ当該施設が該当する第4条第1項各号の区分に応じ、それぞ

特 集

れ当該各号に規定する地域住民の同意を得ておくものとする。

- 2 前項に規定する事業者は、産業廃棄物処理業の許可申請を行う前に、事前協議書により市長と協議するものとする。
- 3 要綱施設を承継して産業廃棄物処理業を行おうとする事業者は、第6条に規定する設置届出を行うものとする。
- 4 前2項の規定による事前協議及び設置届出については、第3条及び第6条の規定を準用し、施設の使用については、第8条の規定を準用する。

(産業廃棄物処理業の許可等の申請に係る遵守事項)

第11条 法第14条第1項、同条第4項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第4項及び第14条の5第1項に規定する産業廃棄物処理業の許可及び変更の許可申請（以下この条において「申請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 他法令等による規制が解除されていること。
- (2) 当該申請に係る事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が法定処理施設にあっては設置許可を、それ以外の施設にあっては県条例第21条又は第6条に規定する適合通知を得ております、かつ、施設が適正に完成していること。

(産業廃棄物処理業の更新の許可申請期限)

第12条 前条に規定する産業廃棄物処理業の許可の更新の申請は、許可期限の1か月前までに行うものとする。

(土地所有者の責務)

第13条 最終処分場が設置された土地の所有権者（以下「土地所有者」という。）は、当該最終処分場が政令第7条第14号ハに規定する最終処分場である場合は、埋立処分が終了しても、当該最終処分場の閉鎖が認められるまでの間は、浸出液処理設備の撤去を求めてはならず、当該期間における当該土地の利用については、当該浸出液処理設備の維持管理を妨げるものであってはならない。

- 2 土地所有者は、最終処分場の跡地利用に当たっては、掘削工事等により生活環境の保全に対し支障が生じないよう十分配慮しなければならない。
- 3 土地所有者は、最終処分場が所在する土地の所有権を譲渡するときには、譲受者に前2項の規定を周知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 岐阜市産業廃棄物事務処理要領（平成6年9月7日決裁）の規定によってなされた申請その他の行為は、岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する指導要綱の相当規定によつてなされたものとみなす。

特 集

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住所

氏名



産業廃棄物の処理施設設置等計画事前協議書

下記の産業廃棄物の処理施設の 設置・構造変更 の計画に当たり、事前審査のため協議します。

記

1 処理施設の種類及び処理能力

種類：

処理能力：

2 処理施設の設置等の計画地所在地

注1：処理施設の種類は、具体的に記載し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号のいずれかに該当する場合は、その旨も記載すること。

注2：最終処分場の処理能力は、埋立地面積を記載すること。

担当者 職・氏名	
連絡先	電話 FAX

備考：氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

特 集

1 处理予定産業廃棄物

排 出 事 業 所		産業廃棄物 の 種 類	品目(名称) ・性状等	量 (m ³ /月) (t/月)
名称(工場名等)	所在地(市町村名)			

2 計画地現況（構造等変更に係る場合は、変更後の全体について記載し、変更前をかっこ書きすること。）

総面積 登記簿上の面積 m²

実測面積 m²

地番	
登記簿面積	
地目	
現況	
土地所有権者 (住所・氏名)	
抵当権等設定の有無	
土地使用権者 (住所・氏名)	
土地使用権原取得の見込み (購入・譲受・賃借等、 既得・見込みの別)	
地番	
登記簿面積	
地目	
現況	
土地所有権者 (住所・氏名)	
抵当権等設定の有無	
土地使用権者 (住所・氏名)	
土地使用権原取得の見込み (購入・譲受・賃借等、 既得・見込みの別)	

特 集

3 处理能力等（構造変更に係る場合は、変更後の全体について記載し、変更前をかっこ書きすること。）

積替保管施設

積替え方式：

構造及び設備の概要：

処理能力：最大保管能力

中間処理施設

処理方式：

構造及び設備の概要：

処理能力：時間最大処理能力

一日最大処理能力

通常一日処理能力

最終処分場

処理方式： 管理型 管理型同等安定型 安定型

構造及び設備の概要： 埋立地面積

埋立容量

掘削深度

盛土高

4 放流水（汚水・浸出液処理施設）

（構造変更に係る場合は、変更後の全体について記載し、変更前をかっこ書きすること。）

処理方式：

処理能力： 時間最大

一日最大

予測原水水質：

処理後放流水水質：

放流水量（予定）

放流方法

放流先概況

放流先河川水の利用状況

5 周辺の地下水の利用状況（構造等変更に係る場合は、記載不要とする。）

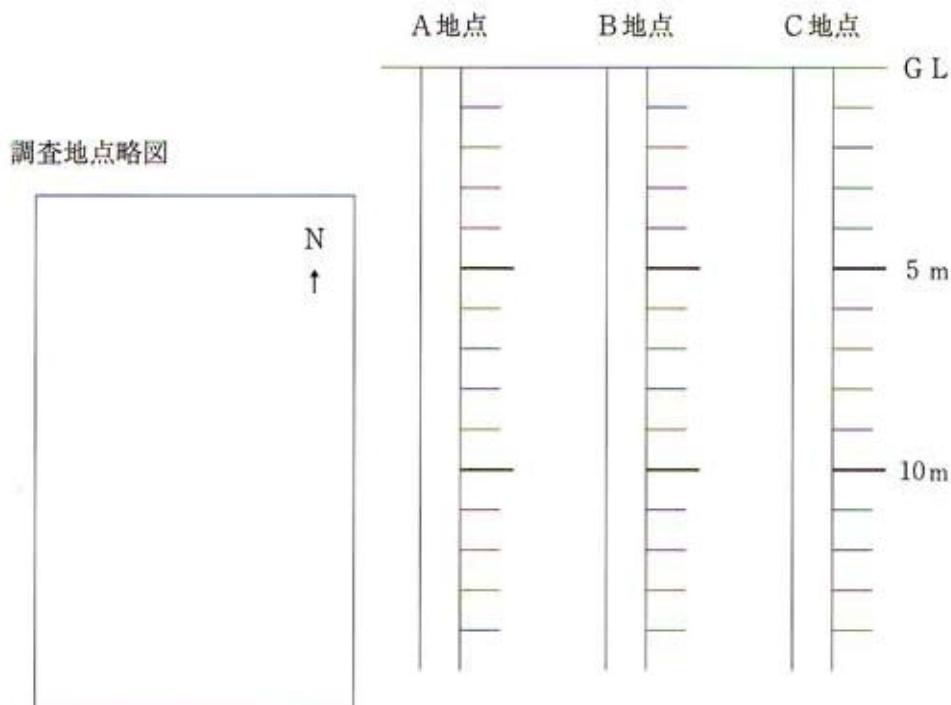
計画地周辺1kmの範囲（その範囲内に住家等がない場合は、直近集落まで）の状況を略図で示すこと。



特 集

6 土質等（最終処分場のみ。規模縮小の場合は記載不要、規模拡張の場合は、拡張部分について記載すること。）

埋立地土質：下右図参照（地下水位を明示すること。）



調査方法

※外注した場合は、調査結果書の写しを添付すること。

過去の地滑りの状況：

埋立予定期間：

埋立終了後の所有権移転：

埋立終了後の跡地利用：

特 集

7 土地使用に係る他法令等の規制及び解除手続きの進行状況

法 令 等	規制・適用等の有無	規制等の内容	手續の進行状況	規制の確認、手續の指導等を受けた官公庁等の名称
土地取引等における事前指導要綱				
土地開発事業の適正化に関する指導要綱				
市町村の土地開発等に関する条例・要綱等				
農 地 法				
農業振興地域の整備に関する法律				
河 川 法				
砂 防 法				
地 滑 り 防 止 法				
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律				
自然公園法				
鳥獣保護及び狩猟に関する法律				
岐阜県自然環境保全条例				
文化財保護法				
岐阜県文化財保護条例				
森 林 法				
都 市 計 画 法				
都 市 緑 地 保 全 法				
建 築 基 準 法				

注1：「手続の進行状況」は、許可済み、申請中、準備中等と記載すること。

注2：最終処分場の規模拡張をする場合は、拡張部分のみについて記載すること。

特 集

8 提出者略歴（法人の場合は、法人の略歴とする。）

年　月　日	経　歴（産業廃棄物の処理に関する経験等）

9 従事予定者（経験年数は、処理実務従事経験年数とする。）

職　名	氏名・生年月日	経験年数	担当業務及び資格
	年　月　日	年　月	
	年　月　日	年　月	
	年　月　日	年　月	
	年　月　日	年　月	
	年　月　日	年　月	
	年　月　日	年　月	
	年　月　日	年　月	

特

集

様式第2号（第6条関係）

年月日

(あて先) 岐阜市長

届出者 住所

氏名

㊞

産業廃棄物の処理施設設置届出書

産業廃棄物の処理施設の設置、構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

施設の種類			
処理能力			
設置場所			
処理対象 産業廃棄物	種類	品目(名称) 主成分 性状等	予定処理量 ／日 ／月
処理方法及び構造・設備の概要			
設備・構造等変更の工事着手予定年月日			

注1：構造等変更に当たっては、変更後の全体を記載し、変更前をかっこ書きすること。

注2：積替保管施設は保管場所の面積と最大保管量を記載すること。

注3：処理対象産業廃棄物について、記載欄が不足する場合は、別紙とすること。

備考：氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

特 集

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住所

氏名

産業廃棄物の処理施設工事着工届出書

年 月 日付けで適合通知を受けた産業廃棄物の処理施設について、下記のとおり工事着工を届け出ます。

記

- 1 施設の種類
- 2 処理施設の設置等の計画地住所
- 3 工事着工予定年月日

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

届出者 住所

氏名

産業廃棄物の処理施設転用届出書

産業廃棄物の処理施設の処理業への転用について、次のとおり届け出ます。

施設の種類			
処理能力			
設置場所			
処理対象	種類	品目(名称) 主成分 性状等	予定処理量 ／日 ／月
産業廃棄物			
処理方法及び構造・設備の概要			
転用予定年月日			

注1：積替保管施設は保管場所の面積と最大保管量を、中間処理施設は一日最大処理能力を、最終処分場は埋立地面積及び埋立容量を記載すること。

注2：処理対象産業廃棄物は、書ききれない場合は、別紙とすること。

備考：氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

分別収集と資源化を推進



平田町長 横山 善郎

明けましておめでとうございます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当町は、岐阜県の西南部に位置し、揖斐川長良川の両河川に囲まれた三角州に立地しております。東は長良川を隔てて羽島市、西は揖斐川を隔てて養老町、南は海津町、北は大樽川を隔てて輪之内町に隣接しています。

町域を川に囲まれた平坦地で、地質条件にも恵まれ、水田を中心とした田園地帯が一面に広がるとともに、「おちょはさん」の愛称で親しまれ日本三大稻荷の一つに数えられている千代保稻荷神社もあり、のどかな農村景観、水辺を中心とした美しい自然環境と、年間200万人を超える交流人口を持つ町で、東の玄関には、本年1月完成の道の駅「クレール平田」をはじめ、町の中心には輪中公園とパターゴルフ場・大型ローラー滑台などの施設が整備されており多くの人々が訪れております。

さて、廃棄物問題につきましては、生活水準の向上・消費生活の変化・産業活動のめざ

ましい進展により、排出される各種の廃棄物は年々増加しており、これらの廃棄物を適正に処理することが大きな課題となっております。

当町の収集体系は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみの五つに分類されます。可燃ごみは毎週2回収集し、広域の南濃衛生施設利用事務組合へ搬入しています。不燃ごみ、有害ごみにつきましては、月1回収集し西南濃粗大廃棄物処理センターへ搬入、粗大ごみは、8月と12月の2回収集し粗大センターへ搬入し、分別処理しております。また、資源ごみの空きビンは、無色・茶色・その他に分けて毎月1回収集し、ペットボトル、缶（スチール・アルミ）は分別しそれぞれの処理業者に搬入し、リサイクルに役立てています。トレーは11年4月より公共施設3箇所に容器を設置して回収しています。

新聞・雑誌・布・牛乳パック・アルミ缶等に関しましては、子供会・生徒会他各種団体にお願いして奨励金を交付して資源回収（廃品回収年2回以上）を推進しています。平成11年度には、奨励金（単価5円/kgから8円/kg）を増額し助成、電気式生ごみ処理機設置者には補助金制度（最高20,000円1世帯1基）を設けました。

平成10年4月には、空き缶等のポイ捨て防止に関する条例を制定し、清潔で美しい景観の保全及び生活環境の確保を図り、空き缶等のポイ捨て、散乱防止に広く住民に理解、協力を求めております。

さらに、分別収集徹底のための啓発や、活動を通じ、より一層の減量化・資源化に努めたいと考えています。終わりに当たりまして、貴協会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

積極的にゴミ減量化
資源化を推進



下呂町長 岡 前 基三郎

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

当町は、飛騨地域の南部に位置し、北は小坂町及び萩原町、東は長野県王滝村と接し、周囲を御岳山系に属する1000メートル級の山々に囲まれています。面積は194.11km²、その約90パーセントを山林が占め山林地域であり、町の中央を益田川が貫流し、竹原川、門和佐川、輪川がそれぞれの地区を潤して益田川に合流し、また帶雲橋から金山町に至る益田川は、奇岩怪石を縫って流れ、四季折々に景趣に富み、名勝「中山七里」として、訪れる人々を楽しませています。

また日本有数の温泉観光と農林業の町として発展をしております。

さて高度成長しました我が国は廃棄物処理対策はどうなっていたのか、急速に処理対策等の問題が発生し、全国的な課題となっていました。かけがえのない地球を子、孫達へ現状維持をするためには、国民一人一人、企業、行政が一体となって真剣に取り組む事が先決と考えます。

当町における廃棄物処理につきましては、4町1村で構成する益田広域連合のごみ処理

施設へ搬入し、焼却処理等の過程を経て最終処分場に埋め立てられ、また不燃ごみは、再資源化を図りながら埋め立て処分も含め処理業者に委託しております。

最終処分場については10年間分の余力はあります、ダイオキシン対策等今後の課題を抱えております。

産業廃棄物については当町に処理施設が一社あり、町内の事業所、個人の処理料金について軽減契約し現在のところ大きな問題はなく、最終処分場については一般廃棄物と同様であります。リサイクルについては引取業者が近辺になくコスト問題もありますが積極的にごみの減量化、再資源化の促進に努めたいと考えております。

具体的には、ホームコンポスト1基につき3200円、(1世帯2基)の助成、本年度からは電気式生ごみ処理機(最高20000円で1世帯1基)の助成制度を導入、町内会で設置するごみ収納庫(事業費の3分の1以内最高20000円限度助成)また紙類、缶類、繊維類の資源を集団で回収する団体(営利を目的としない)に奨励金制度を設けております。(回収量1kg6円)団体回収は、当町では、4小学校、2中学校のPTAが伝統的な活動で親子で回収し、子供達のボランティア、環境問題への意識の高揚を図る活動でもあります。

また当町は旅館等から排出される生ごみが多いため、全国で初めて小型コンテナを旅館等に購入していただき厨房から手押しで特別仕様の収集車へ投入する設備を導入し、旅館、収集作業員の腰痛防止等労働の解消を図り、衛生的にも好評を得ています。

これからもより一層住民が快適で健康的な生活が続けられるよう環境問題に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も貴協会のご理解ご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

行政ニュース

エコショップ(環境にやさしい店)を認定

岐阜県健康福祉環境部環境政策課
(リサイクル推進室)

ごみの減量化・リサイクルを推進していくためには、身近なところからのライフスタイルを変えていく必要があり、全国的に買い物袋の持参、簡易包装の推進運動が実施されておりますが、なかなか定着していないのが現状です。

また、リサイクル商品の消費についても、価格の割高やイメージの悪さから伸び悩んでいます。

このような状況から、買い物袋の持参推進やリサイクル商品の販売、ごみの減量化等に積極的に取り組んでいる店舗をエコショップとして認定し、広く県民にPRすることにより、ごみの減量化・リサイクルの推進につなげることを目的に「エコショップ認定制度」を、今年度創設しました。

8月までに申請のあった店舗について、「認定基準」に基づいて審査し、12店舗を認定しました。

今回認定した店舗は、レジ袋の削減を図るために、買い物袋などを持参してきて、レジ袋を辞退した客には、サービスの点数制度を設けていたり、容器包装材を店頭回収しているなど、他の店舗の模範となる、ごみ減量化・リサイクルの推進に積極的に取り組んでいます。

今後、認定店には、県、市町村のごみの減量化・リサイクルの推進に協力をいただくとともに、地域の拠点としての活動を期待しています。

また、認定証は、廃ガラス60%以上を使用したタイルで製作し、消費者の目のつきやすいところに掲示していただくこととしています。

なお、認定証の交付につきましては、10月9日(土)に開催されました「地球環境村ぎふフェア'99」において行いました。

認定店舗

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 生活協同組合コープぎふ長良店 | 岐阜市福光南町7 |
| 2 生活協同組合コープぎふ加野店 | 岐阜市加野南長塚1499-7 |
| 3 生活協同組合コープぎふ柏台店 | 岐阜市大洞柏台4-2 |
| 4 生活協同組合コープぎふ諒訪山店 | 岐阜市芥見大較若2-32 |
| 5 生活協同組合コープぎふ大洞店 | 岐阜市大洞緑山1-1-5 |
| 6 生活協同組合コープぎふ可児店 | 可児市下恵土2817-1 |
| 7 生活協同組合コープぎふ多治見店 | 多治見市京町4-109 |
| 8 ジャスコ株式会社新柳津店 | 羽島郡柳津町4-1-1 |
| 9 ジャスコ株式会社美濃店 | 美濃市千疋町2776 |
| 10 ジャスコ株式会社大垣店 | 大垣市三塙町字中島233-1 |
| 11 株式会社イトーヨーカ堂各務原店 | 各務原市蘇原青雲町4-1 |
| 12 有限会社山安 | 揖斐郡揖斐川町三輪607 |

エコショップ認定基準

- 1 買い物袋や買い物かごの持参を呼びかける等、レジ袋の削減に努めていること。
 - 2 空き缶、空きビン、牛乳パック、食品トレイ及びペットボトルの容器包装材を店頭回収していること。
 - 3 再利用可能な容器を使用する商品の販売に積極的に取り組んでいること。
 - 4 店舗から出るごみの資源化及び広告チラシ、事務用紙等への再生紙の使用に積極的に取り組んでいること。
 - 5 「岐阜県焼棄物リサイクル認定製品」等複数の再生商品を販売していること。
 - 6 販売する商品の容器包装(トレイ、袋、箱、包装紙等)に再生品を使用していること。
 - 7 それぞれの店舗の創意工夫により、ごみの減量化等に積極的に取り組んでいること。
- 以上の項目のうち、3項目以上、常に取り組んでいる店舗

岐阜県廃棄物リサイクル認定製品として 10製品を追加

岐阜県健康福祉環境部環境政策課
(リサイクル推進室)

県では、リサイクル製品の利用推進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図るため、主として県内で発生する廃棄物を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県廃棄物リサイクル認定製品」(以下、「認定製品」という。)として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していくこととしています。

認定製品の認定については、現在までに27製品について認定していますが、岐阜県廃棄物リサイクル認定製品審査委員会の審査の結果を受け、平成11年11月25日付けをもって、新たに、次の10製品について認定しましたのでお知らせします。

新たに認定した「岐阜県廃棄物リサイクル認定製品」

認定番号	品目	製品名	製造者	再生原材料	単価
28	間伐材・小径材を使用した木製品	プランターボックス	加子母村森林組合	東濃間伐材・製材所発生端材	Mタイプ 3,600円／個 (W860mm×L300mm×H230mm, 5kg) Sタイプ 6,800円／個 (W860mm×L320mm×H290mm, 8.6kg) Wタイプ 12,000円／個 (W1600mm×L320mm×H290mm, 17kg) 他
29	間伐材・小径材を使用した木製品	モクトラフェンス	加子母村森林組合	東濃間伐材・製材所発生端材	Aタイプ 4,350円／個 Bタイプ 3,800円／個 Cタイプ 4,500円／個 無地 3,300円／個 (L900mm×H760mm×W450mm, 6.5kg)
30	間伐材・小径材を使用した木製品	学童机・椅子 「ぬくもりくん」	川上村森林組合	間伐・小径木	30,000円／1セット (机 18,000円 椅子 12,000円)
31	廃木材再生品	バスターボード (雑草抑制ボード)	㈱レールフラー	剪定材	4,500円／m ² (W1000mm×L300mm×H25mm)
32	間伐材・小径材を使用した木製品	ウッドミックス	岐阜県森林組合連合会	木材チップ	現場施工タイプ 10,000円／m ² 平板ブロックタイプ 1,500円／枚
33	廃材を使用したレンガ	リビアーK1	㈱TYK	キラ タイル屑	9,800円／m ² (W230mm×L114mm×H65mm)
34	廃材を使用したレンガ	リビアーT2	㈱TYK	タイル屑	9,800円／m ² (W230mm×L114mm×H65mm)
35	廃材を使用したブロック	アーシスーS	㈱TYK	キラ 石炭灰 溶融スラグ	5,500円／m ² (W197mm×L97mm×H60mm)
36	間伐材・小径材を使用した木製品	ウッド橋	(有)ナガヤ	間伐材	白木7,412円／1セット 防腐9,643円／1セット (L300mm W1000mm W500mm)
37	廃材を使用したタイル	バストラル	リヨーワ工業㈱	タイル廃材 カワラ廃材	9,000円／m ² (W296mm×L296mm×H30mm)

(※)単価は、あくまでも参考価格である。採用する際は、製造者等に問い合わせ、見積り等を徴収したうえで決定する必要があります。

行政ニュース

平成11年11月10日、衛産第81号により厚生省産業廃棄物対策室長から各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長に対して次のとおり通知されましたのでご参考までにお知らせします。

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について

建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条（以下「根株等」という。）は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。

このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用等にすることは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知（以下「課長通知」という。）の記第1の1でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引されているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである。

なお、「自ら利用」に該当する場合、製材用材等として利用する場合については、別紙「根株等の利用について」に示すとおりであることから参考とされたい。

別紙

根株等の利用について

1 課長通知の「自ら利用」に該当する場合について

(1) 自然還元利用等

工事現場内（当該工事箇所又は工事路線若しくはこれらに接続している林地の範囲内をいう。）での次の①、②に示すような林地への自然還元又は建設資材としての利用をいう。

①自然還元利用について

根株等の雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用する場合（必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置するものとする。）をいう。

②建設資材としての利用について

小規模な土留めとしての利用、水路工における浸食防止としての利用並びにチップ化することによる法面浸食防止材、マルチング及び作業歩道の舗装材として利用する場合等をいう。

(2) 剥ぎ取り表土の利用

根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合、根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制する必要のないものである。

2 根株等を製材用材等として利用する場合について

ここでいう製材用材等とは、製材甲材、ほだ木、薪炭用材、パルプ用材などである。

第5回理事会開催

平成11年度第5回理事会（書面表決）が平成11年10月15日開催されました。この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員4名、賛助会員3名が全理事の賛同を得て承認されました。

第6回理事会開催

12月17日午後4時から「岐阜市内岐阜グランドホテル会議室」において本年度第6回理事会が開催されました。



この理事会においては、次の議案が審議されいずれの議案も全員一致で原案通り可決承認されました。

- 第1号議案 平成11年度収支補正予算について
- 第2号議案 役員の選任について
- 第3号議案 委員会の委員構成について
- 第4号議案 新規加入会員の承認について

第3回広報編集委員会

第3回広報編集委員会が11月18日午後1時30分から開催され次の事項について審議されました。

- 1 「ぎふ保全協会報第41号」の編集方針について
- 2 その他情報交換について

新理事・研修指導委員の紹介

理事・研修指導委員田中薰氏から12月1

日、可茂地域産業廃棄物処理推進協議会会长を辞任した旨届け出があったので定款第11条第2項の規定により、12月17日開催の第6回理事会において、後任の会長に就任されましたカヤバ工業株式会社岐阜事業所総務部長天池和義氏が後任の理事・研修指導委員に選任されましたのでご紹介します。



天池和義新理事
研修指導委員

全国正会員会長・理事長会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会正会員会長・理事長会議が11月17日午後2時から、神奈川県箱根町「佳松」において開催され、中本貞実理事長が出席され、次の議題について協議されました。

- 1 公益法人の設立許可及び指導監督基準への対応
- 2 今後の連合会のあり方について
- 3 その他情報交換について

全国正会員事務局長会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会正会員事務局長会議が11月5日午後1時から、都内全共連ビル会議室において開催され、林杉雄専務理事が出席しました。会議では次の議題について協議されました。

- 1 今後の産業廃棄物処理行政の方針について
厚生省産業廃棄物対策室長から説明。
- 2 日本政策投資銀行の融資業務について
- 3 厚生年金基金の加入促進について
- 4 公益法人の設立許可及び指導監督基準への対応について
- 5 その他情報交換について

「'99廃棄物処理展・名古屋」開催

「'99廃棄物処理展・名古屋」（主催・株日報）が11月10日から13日まで4日間ポート

協会だより

メッセなごや（名古屋市港区）で開催されました。

名古屋開催は初めてであり、当協会も1小間出展しました。協会の紹介、案内の外展示物等について全会員にお詰りしましたところ次の会員の方々からご協力をいただきました。来場者の方々からも出品物等に対し質問、照会等関心も高く大変盛況がありました。

○社岐阜県産業環境保全協会・案内パネルを掲示し協会事業等の紹介、ポスター掲示、協会作成図書の展示販売。（廃掃法に関する法律法令集、改正・岐阜県産業廃棄物に関する指導要綱、よくわかる産業廃棄物処理実務のポイント。）

○(有)キヨス合成リサイクルセンター・廃バチンコ台処理「リサイクル」、廃プラスチック固体燃料（）

○岐阜県家庭紙工業組合・製紙スラッジのリサイクル製品。（試供品4,000個配布）



当協会出展ブース
の
「'99廃棄物処理展・名古屋」

○中濃セテック(株)・ガラス・陶磁器くずのリサイクル製品。（セラミック景観舗装材「レグナス」。磁気質セラミック舗装材「トレヌー」。）

○株生物研究所・有機汚泥の固化材料。

○三野道路(株)・ガラスのリサイクル製品。

第2回視察研修会「'99廃棄物処理展・名古屋」の視察について

研修指導委員会では本年度第2回研修事業

として「'99廃棄物処理展・名古屋」が開催されるにあたり、11月11日17名（マイクロバス1台）の参加を得て視察研修を行いました。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例・同施行規則集について

当協会では、平成11年11月16日岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則集が公布され、12月15日から施行されるに際し、県のご指導を得て同条例・施行規則及び関係告示を冊子にまとめ、会員及び関係者に配布しました。

協会作成図書のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。（手持ちに限りがありますので無くなりましたときはご容赦願います。）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・法令集、1部1,800円（送料別）
2. 改正・岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱、1部2,000円（送料別）
3. よくわかる産業廃棄物処理実務のポイント、B5版カラー刷り、1部500円（送料別）
4. 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例・同施行規則、1部300円（送料別）

啓発普及ポスター作成

当協会では、廃棄物問題の啓発普及をはかるため、県環境政策課及び廃棄物対策課のご協力を得て「県民環境の日」ポスターコンクール小学生部門最優秀作品に選ばれた可児市立南帷子小学校2年生小笠原一将さんの作品と、第1回「ごみ対策」川柳コンテスト「環境美化部門」優秀賞に選ばれた関市立安桜小学校5年生川島香織さんの作品を掲載したポスターを作成し、会員、県、市町村等関係者に送付し掲示を依頼しました。

協会だより

新規加入会員の紹介

平成11年度第5回理事会（書面表決）を10月15日開催し、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
有限会社揖斐川合同運輸 ☎0585-22-3418	代表取締役 所 獻	〒501-0606 揖斐郡揖斐川町房島1357-1	収集運搬業
青木建設株式会社 ☎0576-55-0122	代表取締役 青木 桢 勝	〒509-2507 益田郡萩原町野上855-2	自社処分
養清興業株式会社 ☎0584-32-0586	代表取締役 梶原 敬二	〒503-1251 養老郡養老町石畑351-1	収集運搬業
野々村康一(野々村建設) ☎058-238-8206		〒501-1107 岐阜市村山1823	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
株式会社ブリヂストン関工場 ☎0575-23-4111	工場長 亀田 康明	〒501-3923 関市新迫間20	
パジェロ製造株式会社 ☎0574-28-5100	代表取締役 広本 高久	〒505-8505 加茂郡坂祝町酒倉2079	
各務原市建築工業協同組合 ☎0583-83-3256	理事長 加藤 車	〒504-0814 各務原市蘇原興亞町3-5-1	

平成11年度第6回理事会を12月17日開催し、次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
河村悦子(河村商店) ☎0573-65-5669		〒508-0111 中津川市瀬戸1387-1	収集運搬業
岐藤建設株式会社 ☎058-231-1126	代表取締役 夏山 翔次	〒502-0904 岐阜市島栄町2-50	収集運搬業
有限会社共同砂利碎石工場 ☎0573-82-2307	代表取締役 伊藤 悅嗣	〒508-0314 恵那郡付知町3088	収集運搬業 中間処理業

協会だより

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
株式会社コムネット ☎0568-84-9150	代表取締役 門田紀一	〒480-0851 春日井市篠木町7-2600-6	収集運搬業
株式会社齊藤商店 ☎0584-27-7553	代表取締役 齊藤滋信	〒503-2323 安八郡神戸町大字西保944	収集運搬業 中間処理業
サンワ技研株式会社 ☎0566-36-3010	代表取締役 柳学	〒448-0002 刈谷市一里山町西石根11-1	収集運搬業
塩村建工株式会社 ☎058-232-0401	代表取締役 塩村幹男	〒501-0103 岐阜市一日市場4-122-1	収集運搬業
有限会社時代や ☎0577-33-2952	取締役 植田稔	〒506-0803 高山市日の出町1-16-2	収集運搬業
鈴木産業有限会社 ☎0574-62-0841	代表取締役 鈴木孝雄	〒509-0201 可児市川合2791-160	収集運搬業
株式会社タケシマヤ・スチール ☎0573-25-3539	代表取締役 田中良成	〒509-7201 恵那市大井町2711-116	収集運搬業
玉田建設株式会社 ☎058-243-1014	代表取締役 玉田弘毅	〒501-3134 岐阜市芥見1-64	収集運搬業 中間処理業
株式会社津島建材 ☎058-272-7710	代表取締役 森元正男	〒500-8268 岐阜市茜部菱野4-109	収集運搬業
株式会社苗木建設 ☎0573-66-6167	代表取締役 坪井幸夫	〒508-0101 中津川市苗木山ノ田1255-3	収集運搬業 中間処理業
株式会社星商会 ☎058-241-6612	代表取締役 星善春	〒501-3107 岐阜市加野1735-166	収集運搬業
株式会社丸河興業 ☎0573-47-2321	代表取締役 河原千明	〒509-7500 恵那郡上矢作町4013-1	収集運搬業 中間処理業
丸高商事有限会社 ☎0575-88-3222	代表取締役 高橋喜一	〒501-4601 郡上郡大和町大間見2134	収集運搬業 中間処理業
丸ヨ興業株式会社 ☎0575-49-2007	代表取締役 塙原誠治	〒501-3524 武儀郡武儀町下之保2827	収集運搬業 中間処理業
有限会社未来産業 ☎05769-5-2360	代表取締役 大野誠信	〒501-5501 大野郡白川村保木脇211-6	中間処理業
有限会社森澤産業 ☎0577-75-2832	代表取締役 森澤一基	〒509-4201 吉城郡古川町数河2008	収集運搬業

協会だより

参考 会員の移動状況

会員区分	9月8日現在	入会数	退会数	12月17日現在	増減
正会員	229	23	2	250	21
賛助会員	72	3	0	75	3
特別会員	2	—	—	2	—
合計	303	26	2	327	24

協会への入会のおすすめ

協会組織の拡充強化を図るため、会員の増強について会員各位にお願いします

入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

については、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受け付け後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はいりません。

会費

●正会員

区分		金額
産業廃棄物 処理業者	収集運搬の許可	月額 10,000円
	中間処理の許可	月額 10,000円
	最終処分の許可	月額 10,000円
排出事業者	月額 10,000円	
再生利用指定業者	月額 10,000円	

●賛助会員 賛助会員 年額 30,000円

納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。
(但、賛助会員は年1回)

入会のおすすめ

- 良い環境は、みんなで守り、育てるものです
- 産業廃棄物に関わる方は、協会に加入し、力を合わせましょう！

詳しくは、事務局にご相談ください。

お知らせ

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=1000セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量	備考
産業廃棄物管理票【直行用】6枚綴り	単票	2,500	箱	
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
産業廃棄物管理票【積替用】7枚綴り	単票	2,500	箱	
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
建設系廃棄物マニフェスト【建I】6枚綴り	単票	3,000	箱	収集・運搬業者1社の場合
建設系廃棄物マニフェスト【建II】6枚綴り	単票	3,000	箱	収集・運搬業者2社の場合

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業
協会においても購入できます。

建設系廃棄物マニフェストは連続票も扱ってお
ります。

※支払方法	振込No
	現金
※整理	

平成 年 月 日

〒 -

住 所 _____

会社名 _____

代表者又は _____

取扱責任者 _____ 印

電話番号 _____

FAX番号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

お願い

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業

における廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字数 400~800字程度
2. 宛先 当協会事務局
3. その他 匿名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編集後記

明けましておめでとうございます。

本年もよい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

新しい年を迎えて昨年を振り返ってみると、昨年は1月に指導要綱の改正、3月には条例が公布され、11月には同条例施行規則が公布、12月15日から全面的に施行されました。それぞれ特集でお知らせしました。本号にも条例施行規則、岐阜市産業廃棄物処理施設設置に関する指導要綱等々県、市の皆様方には、ご多忙のなか何かとご指導を賜りそれぞれ掲載することができお陰様で充実した紙面となりました。厚くお礼申し上げます。

環境問題はこうした法令等の整備とともに

益々その重要性をみんなに意識づけされるようになりました。こうしたとき皆様方から当協会の事業等のご理解を頂き、昨年は会員も新たに60余人のご入会をいただきました。本年はいよいよ今世紀最後の年を迎える、21世紀に向かってみなさまのご協力ご指導を得ながら環境を守り、美しい生活環境を守るよう決意も新たにじっくりと考えていきたいものです。

本年もこの「ぎふ保全協会報」の編集にご協力、ご指導を賜り本誌が情報提供の機関誌としてお役に立ちますよう一同頑張りますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

(山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和
中尾 勝

野々村 清繁
山口

加藤 宏

■広告掲載社名

アグロジャパン／(有)環境考房／株中島鐵工所／長良川農産(有) (株式会社 生物研究グループ)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

天然材料開発パルプと開発樹皮を応用した
地球にやさしい
汚泥処理方法

アグロPB・アグロFB

アグロ工法の手順

① アグロPB投入

② 汚泥投入

③ 混合（機械）



④ アグロFB投入

⑤ 固化後ダンプにて搬出



⑥ 傾斜地の盛土他



安全無害な 汚泥固化が 出来ました。

- ・池、河川、ダム等の堆積汚泥。
- ・建設現場からの発生汚泥。
- ・その他、高含水比の汚泥。

最終処分場への
持込み限界があり

アグロで固化。
還元・再利用可能です。

耕地基盤材、堆肥、堤体や
構造体 他、用途に合せて

○メリット

- ・固化工事の簡素化。
- ・スペース節減。
- ・工期短縮。
- ・悪臭抑制
- ・固化後体積の増加がほとんど無い。

■お問い合わせ先

株式会社 アグロジャパン

〒503-2302 岐阜県安八郡神戸町大字田372番地
TEL<0584>28-0178 FAX<0584>28-0275

◇技術提携

(株)生物研究所
(株)フロンティアシステム

……もう準備は、お済みですか？
(平成12年4月「容器包装リサイクル法」完全施行)

燃やせば地球が汚れます

H I - メルツ工法協会 は
発泡スチロール をT J溶剤で減容化し
代替エネルギーとして 再資源化 します。

こんな事でお困りではあれませんか。

1. 発泡スチロール置き場に困っている。
2. 発泡スチロールを仕分けしている。
3. 汚れた発泡スチロールがのこつてしまう。
4. 発泡スチロールのリサイクル業務を、自社内でやりたい。
5. 新規事業を探している。

H I - メルツ工法の流れ



お問い合わせ



有限会社 環境考房

各務原市蘇原柿沢町1-14-2/TEL 0583-71-9018

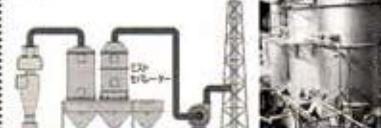
規制適合型に
メーカー問わず 改造できます。

NAKAJIMAは、
は、燃焼を手がけて
75年。

技術ノウハウ・直営工場・技術集団。

作業効率アップ
安定燃焼
ダイオキシン対策

湿式フロー

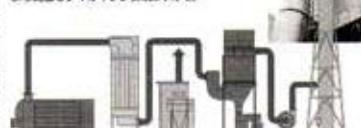


完成後

湿式集塵システム



乾式フロー



完成後

乾式集塵システム



灰出し

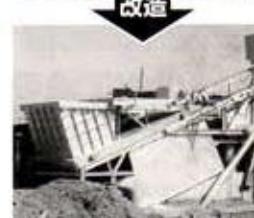


自動灰出しシステム

改造



投入方法



二重層システム

改造

既設炉の診断・調査

改造計画の立案・ご提案

システム改造工事

●製造元

NAKAJIMA IRON WORKS CO., LTD.

先端技術で応える

大型から小型までの焼却炉(一般および産業廃棄物用、工場廃棄物用、金属回収用、廃タイヤ用)・各種ボイラー・汚泥乾燥処理装置・発泡スチロール再生処理機

労働省接ボイラー製造認可工場

本社・工場／〒431-3115 静岡県浜松市西ヶ崎町613の1
TEL.053-434-3051(代)FAX.053-433-4229

東京営業所／〒110-0015 東京都台東区東上野1-14-13東ビル
TEL.03-3839-3077 FAX.03-3839-3084

九州営業所／〒841-0052 佐賀県鳥栖市宿町1258-1アネックスビル103号
TEL.0942-84-2536 FAX.0942-84-2568



株式会社 中島鐵工所



協会のシンボルマーク

平成12年1月1日発行 第41号
編集発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長 中本貞実
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社